

ゼロカーボンシティまにわ促進補助金 手引き

真庭市では、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー等の利用促進と地球温暖化防止に資するため、下記の対象設備を購入する市民を対象に費用の一部を補助します。

●対象機器・補助額

対象設備	補助上限額
①太陽光発電設備	15万円
②高効率給湯器（エコキュート、ハイブリッド給湯器）	5万円
③次世代自動車（EV、PHEV、FCV）	30万円

補助率：2分の1（千円未満切り捨て）※③はCEV補助金の2分の1

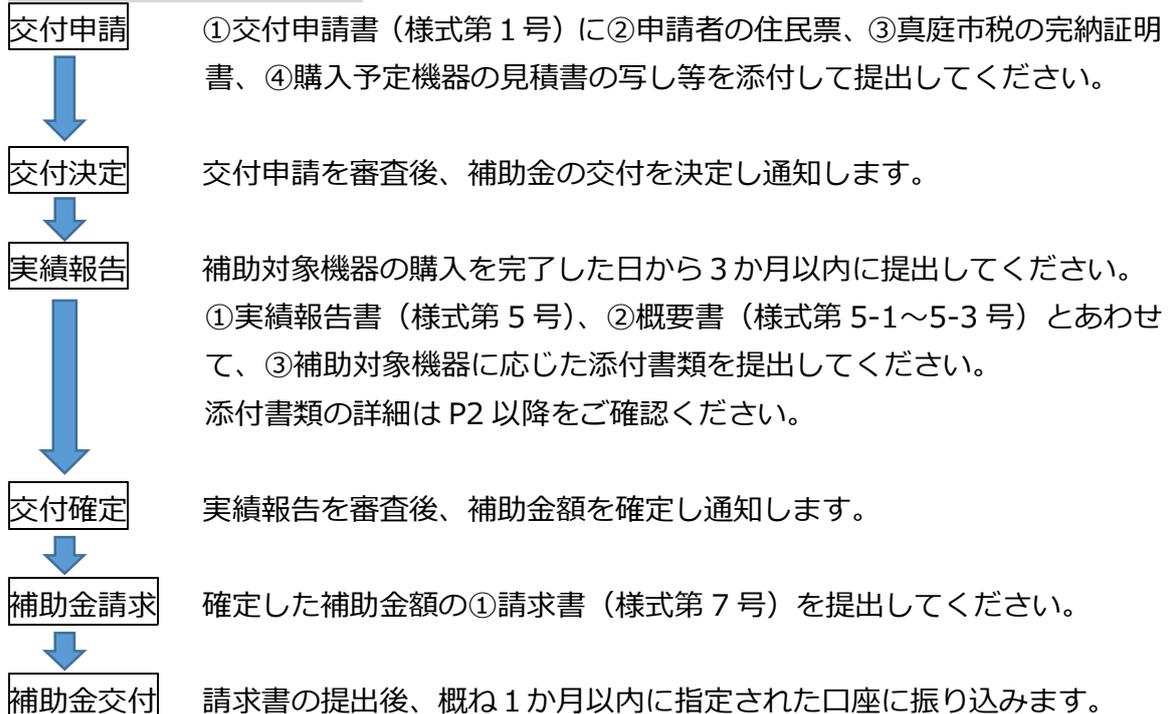
補助要件：いずれも新品に限ります。詳細はP2以降をご確認ください

- (1)市内に所在する店舗又は事業所から、自ら使用する目的で購入したものに限りします。
- (2)申請を行った日の属する年度内の完了が必要です。
- (3)1申請者あたり、上記対象機器区分ごとに1回を限度とします。
- (4)先着順に交付申請を受理し、申請が予算額に到達した時点で受付を終了します。

●補助金対象者

- (1)市に住所を有し、引き続き市内に居住する意思を有する個人 ※法人を除きます
- (2)市税の滞納がない者
- (3)補助金の交付を受けようとする年度の前5年度以内に本補助金の交付を受けたことがない者。
- (4)真庭市暴力団排除条例(平成23年真庭市条例第41号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

●申請から支給までの流れ



●補助対象機器の要件

①太陽光発電設備

定義	太陽光を電気に変換する設備
補助要件	<p>補助の対象となる太陽光発電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたものとなります。</p> <p>ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10キロワット未満(小数点第3位以下は切り捨てる。)であること。</p> <p>ウ 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。ただし、モジュールを増設する場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設すること。</p> <p>エ 発電した電気が日常生活に使用されていること。</p> <p>オ 「あっ晴れ岡山エコクラブ」への加入を行うこと。</p>
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)	対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額(撤去処分費、諸経費、補助対象機器の設置に直接関係のない工事費、申請代行手数料等の費用、消費税及び地方消費税の額を除く。)ただし、他の補助金・助成金等を受給する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額とする。
対象外	「真庭市木材利活用促進支援事業補助金交付規程」第4条ただし書きに規定するZEHの上乗せ補助対象事業に該当する場合は除く
実績報告時の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実績概要書 ・契約書の写し(請求明細でも可) ・電力会社から示される電力受給契約内容の案内等の太陽光発電設備からの電力需給開始日の内容が分かる書面の写し ・太陽電池モジュールの出力対比表又は製造番号表(型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの)の写し ・領収書の写し(無い場合は振込等が確認できるものの写し) ・充電した電気が日常生活に使用されていることがわかるもの(パワーコンディショナーやモニタシステム等の仕様・カタログ等) ・「あっ晴れ岡山エコクラブ」入会届

②高効率給湯器

定義	電器ヒートポンプ給湯器（エコキュート） ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）
補助要件	補助の対象となる高効率給湯器は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたものとなります。 ア 経済産業省が定める最新の目標年度に対する省エネルギー基準達成率が100%以上であること。
補助対象経費 （消費税及び地方消費税を除く。）	対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額(撤去処分費、諸経費、補助対象機器の設置に直接関係のない工事費、申請代行手数料等の費用、消費税及び地方消費税の額を除く。)ただし、他の補助金・助成金等を受給する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額とする。
対象外	「真庭市木材利活用促進支援事業補助金交付規程」に規定する木造住宅新築支援事業のZEHの上乗せ補助を利用する場合は除く
実績報告時の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実績概要書 ・契約書の写し（請求明細でも可） ・領収書の写し（無い場合は振込等が確認できるものの写し） ・保証書の写し（別の書類で型番等わかれば不要）

③次世代自動車

定義	EV（普通自動車、小型・軽自動車、普通貨物・小型貨物、軽貨物）、PHEV、FCV
補助要件	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車購入促進対策費補助金（以下「CEV補助金」という。）の補助対象車両（以下「補助対象車両」という。）とされている2輪以上の車輛であること。 ※一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ（ http://www.cevpc.or.jp/newest/ev.html ）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象車両の購入費(消費税及び地方消費税の額を除く。)。ただし、他の補助金・助成金等を受給する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額とする
実績報告時の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実績概要書 ・契約書の写し（請求明細でも可） ・自動車車検証の写し ・領収書の写し（無い場合は振込等が確認できるものの写し） ・CEV補助金の交付額が確認できる書類